

横浜市中小企業振興基本条例に基づく

平成 24 年度の取り組み状況について

- 1 中小企業振興施策の実施状況について 2

【報告書掲載事業】 1 事業／全体 67 事業

番号	事業名	掲載頁
27	子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）	2（冊子 30）

- 2 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大
について 3

1 中小企業振興施策の実施状況について (こども青少年局分抜粋)

(単位：千円)

27 子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)

24 決算額	2,499
23 決算額	10,390

(こども青少年局子育て支援課)

(1) 事業内容

小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ハマハグに協賛している店舗・施設で登録証(ハマハグカード)を提示すると、入店の際のちょっとした心配りや、授乳室などの安心・便利な設備や備品の提供、お得な割引など、子育てを応援するさまざまなサービスが受けられます。

協賛店舗・施設が自らのアイディアで子育てを応援するサービスを提案いただくことにより、「まち全体で子育てを見守る」という社会的気運の醸成や、「子育てにやさしいまちヨコハマ」という新たな横浜の魅力づくりを目指しています。

(2) 実績

協賛店舗・施設数が24年度は、前年度対比で362店舗・施設の増となりました。協賛店舗・施設からは、「協賛をきっかけに子育て家庭の来店が増えた」「ステッカーを見て入店してくれる親子が増えた」との声が寄せられています。

○協賛店舗・施設数 24年度末：4,029店舗・施設

(3) 課題と25年度以降の対応

事業の利用や協賛が継続され、さらに利用頻度が高まるよう、事業の使いやすさや魅力を高めていくことが課題です。引き続き、協賛店舗・施設等と連携しながら、事業周知や利用促進に取り組めます。

2 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

(1) 平成24年度の受注機会増大に向けた取り組み

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、市内経済の活性化の観点から、市内中小企業への優先発注に努めています。

平成24年度は、「件数で、6.9ポイント(71.8%→78.7%)」の増、「金額で、0.1ポイント(75.7%→75.6%)」の減となりました。

なお、平成23年度に市内・中小企業として集計していた、社会福祉法人やNPO法人を平成24年度は市内・中小企業以外として整理しています。

(2) 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

こども青少年局の管理職会議や職員向け経理研修を通じて、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨の周知を図っています。

発注の内部手続きにあたっては、全市的な取組として、対象事業者の所在区分及び企業規模を明記するとともに、市内中小企業以外に発注する場合はその理由を記載することを義務付けています。

また、「こども青少年局入札参加資格審査・指名業者選定委員会」において、原則として市内中小企業を指名することとし、受注機会増大に努めていきます。

市内中小企業者への発注状況（こども青少年局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）									単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業契約実績							件数【C】	金額【D】	件数	金額
	件数【A】	構成比率【A/C】	前年度からの増減	金額【B】	構成比率【B/D】	前年度からの増減	千円				
平成24年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	1,647	77.2	6.4	81,838	83.6	3.9	2,134	97,839	78	6,149
	委託	280	89.5	8.8	199,570	72.7	△1.9	313	274,391	160	1,031,949
	合計	1,927	78.7	6.9	281,408	75.6	△0.1	2,447	372,231	238	1,038,098
平成23年度	工事	0	0.0	—	0	0.0	—	0	0	0	0
	物品	1,720	70.8	—	118,176	79.7	—	2,431	148,205	40	13,794
	委託	239	80.7	—	444,544	74.6	—	296	595,507	98	483,148
	合計	1,959	71.8	—	562,720	75.7	—	2,727	743,712	138	496,942

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、競争の余地がない単独随意契約及び中小企業者の参入の余地が少なく、入札参加者を市内事業者に限定できない大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの